

# 会計・監査 Report

July 2017

vol. 13

## 2018年3月期第1四半期決算における留意事項

2018年3月期第1四半期決算における留意事項としては、2017年3月期決算と同様に、2016年4月に公表された「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」を受けて、決算短信の様式の見直し及び四半期報告書の記載事項の改正が行われたという点があげられます。

この他、2017年5月2日に実務対応報告第35号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」が企業会計基準委員会から公表されるなど、当第1四半期決算から適用される会計基準等があります。

ただし、新会計基準等の公表により影響を受ける会社は限定的あると考えられるため、本稿では、決算短信の様式の見直し及び四半期報告書の記載事項の改正に関する論点を中心に解説します。なお、本稿の意見に関する部分は、筆者の個人的な見解であることをあらかじめお断りします。

# I. 決算短信の見直しについて

2016年4月18日に公表された「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告－建設的な対話の促進に向けて」では、現在の開示制度を見直し、効果的・効率的な開示を実施できるよう、具体的な見直しの方向性が提言されました。その詳細については、会計・監査Report vol.12「2017年3月期決算短信及び有価証券報告書作成上の留意事項」をご参照ください。

同報告を受けて、東京証券取引所では、決算短信の見直しを進め、2017年2月に決算短信・四半期決算短信の作成要領を改正しました。

## 1. 四半期決算短信における主な見直しの内容

### (1) 「サマリー情報」の様式

開示の自由度を高める観点から、決算短信等の表紙に当たる、いわゆる「サマリー情報」について、従来は有価証券上場規程により使用することが強制されていましたが、それを取りやめることとし、今後は、参考様式として位置づけられ、その使用を要請するにとどめることとされました。

この他、四半期レビューが不要であることを明確化するため、及び、業績予想について多様かつ柔軟な開示であることを明確化するために、サマリー情報の様式が修正されています。

### (2) 速報性が求められる事項に限定した記載の要請

四半期決算短信においては、従来、一律に記載を要請している事項の他、経営成績や財政状態に関する説明など投資判断に有用な情報を追加して記載することが要請されていました。

しかし、本見直しにより、速報性が求められる事項(サマリー情報並びに四半期連結財務諸表及び主な注記)に限定して記載を要請するという方針に改正されました。

四半期決算短信において、サマリー情報の他に記載が要請されているのは、以下のとおりです(連結財務諸表作成会社(日本基準)を想定)。これらは、サマリー情報に記載される四半期決算数値を投資者が適切に理解できるようにするために、記載を要請しているものです。なお、投資判断を誤らせるおそれのない場合には、四半期決算短信の開示を早期化するため、「サマリー情報」を先行して開示し、その後、準備が整い次第直ちに四半期連結財務諸表及び主な注記事項を開示することも可能となりました。

記載が要請されている事項	備考
<b>四半期連結財務諸表</b> <ul style="list-style-type: none"><li>四半期連結貸借対照表</li><li>四半期連結損益計算書</li><li>四半期包括利益計算書</li></ul>	1計算書方式の場合は、四半期連結損益及び包括利益計算書を記載
<b>継続企業の前提に関する注記</b>	該当事項がない場合でも表題の記載が必要
<b>株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記</b>	該当事項がない場合でも表題の記載が必要
<b>四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用</b>	サマリー情報において、「有」とした場合には、その内容(損益に与える影響額を含む)を記載
<b>会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示</b>	サマリー情報において、「有」とした場合には、その内容(損益に与える影響額を含む)を記載
<b>継続企業の前提に関する重要事象等</b>	会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他会社の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合は必ず記載

## 2. 適用時期

この改正後の決算短信作成要領は、2017年3月31日以後に終了する年度決算または四半期決算に係る決算短信から適用されています。3月決算の会社は、年度の決算短信については、2017年3月期決算から適用済みですが、四半期決算短信については、2018年3月期の第1四半期決算から適用開始となります。

## 3. 2017年3月期決算での各社の開示状況

東京証券取引所は、「平成29年3月期決算発表状況の集計結果について」(2017年6月2日)において、2017年3月期決算における短信作成要領の見直しへの対応状況の調査結果を公表しています。

各社の四半期決算短信の作成・開示方針の参考に資すると考えられることから、その概要を紹介します。

### (1) サマリー情報の参考様式の使用状況

前述のとおり、サマリー情報様式の使用強制をとりやめ、参考様式としての使用要請にとどめる改正が行われましたが、全ての会社が参考様式をベースとして決算短信を発表しており、参考様式をベースとせずに決算短信を開示する会社はありませんでした。

ただし、例えば、以下のように、一部の項目を追加又は削除して開示する会社も存在したとのことです。

- ① EBITを開示した会社
- ② 経常的な業績を示す指標として非経常的な項目を調整した段階利益を開示した会社
- ③ 重要な経営指標であることを理由として「総資産経常利益率」に代えて「総資産当期純利益率」を開示した会社
- ④ 「純資産配当率」に代えて自社の配当の基本方針において用いている指標として「株主資本配当率」を開示した会社

### (2) 添付資料における連結財務諸表及び主な注記の開示状況

前述のとおり、投資判断を誤らせるおそれがない場合には、サマリー情報等を先行開示することが可能となりました。この点に関して、連結キャッシュ・フロー計算書を除いた決算短信を先行して開示した会社や、連結財務諸表の主な注記を除いた決算短信を先行して開示した会社があったとのことです。

## II. 四半期報告書の改正点について

前述の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告を受けて、年度の決算短信において開示が求められていた「経営方針」に係る記載が不要となる一方で、有価証券報告書においては新たな開示事項とされました。あわせて、四半期報告書上でも、改正が行われています。

### 1. 改正の内容

2017年2月14日に改正された企業内容等の開示に関する内閣府令では、有価証券報告書の【事業の状況】における【対処すべき課題】が、【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】に変更され、新たに、経営方針及び経営環境の記載が求められることとなりました。これに関連して、四半期報告書上でも、経営方針等に重要な変更があったとき、または新たに定めた場合には、記載を求めるよう改正されました。ただし、「経営環境」に関しては、四半期ごとの短期的な変動まで記載を求めるものではないという趣旨から、四半期報告書においては、特に開示は求められていないことに留意が必要です。

### 2. 適用時期

四半期報告書の記載事項に関する改正は、「経営方針」等を有価証券報告書に記載した後の最初に提出する四半期報告書から適用されることとなります。有価証券報告書に関する改正は、2017年3月31日以後終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用とされていますので、2018年3月期の第1四半期決算から適用されることとなります。

### III. その他の会計基準等の改正

実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」等が2017年3月29日に改正され、2018年3月期から適用されることとなります。

また、実務対応報告第35号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」が2017年5月2日に公表され、2017年5月31日以後終了する事業年度及び四半期会計期間から適用されることとなりました。

#### 1. 「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」等の改正

2017年3月29日に、企業会計基準委員会より実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」及び実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の改正が公表されました。

これらの改正実務対応報告は、国内子会社又は国内関連会社(以下「国内子会社等」という。)が指定国際会計基準又は修正国際基準を適用している場合の連結財務諸表作成における取扱いを定めたものであり、指定国際会計基準等に準拠した連結財務諸表を作成して有価証券報告書により開示している国内子会社等を新たに本実務対応報告の対象範囲に含めることとした改正で、2018年3月期の期首から適用することが求められています。

#### 2. 「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」の公表

2011年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号)が改正され、公共施設等運営権制度が新たに導入されました。これを受けて、公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱いを明らかにすることを目的として、本実務対応報告が公表されました。

本実務対応報告は、2017年5月31日以後終了する事業年度及び四半期会計期間から適用することが求められています。公共施設等運営事業における運営権者は、本実務対応報告を当四半期決算から適用する必要がありますので、留意が必要です。

以上

**太陽有限責任監査法人**

公認会計士 高橋 康之

text : yasuyuki takahashi